

平成30年度第6回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成30年9月28(金)			
召集場所	神石高原町三和協働支援センター2階会議室			
開会時間	午後1時30分	閉会時間	午後2時10分	
出席農業委員			2番	小川 玲子
	3番	向 靖弘	4番	小坂 貢
	5番	伊勢村 春行	6番	小里 千恵子
	7番	正木 正二		
	9番	圓道 タミ子	10番	立原 孝生
			12番	若林 宏明
	13番	伊勢村 正治	14番	佐伯 知省
出席推進委員				
	3番	今井 正勝		
			6番	三原 正義
			8番	三町 秀美
			10番	川上 恵
			12番	山内 功雄
			14番	小寺 寛治
欠席した農業委員	1番	美田 雅彦	8番	井上 賢市
	11番	大埜 益旨		
議事録署名委員	6番	小里 千恵子	9番	圓道 タミ子
出席した職員	事務局長	井上 小百合	事務局	山村 博樹
	臨時職員	守多 三郎	臨時職員	渡邊 由加利

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 会長挨拶	
3. 欠席者報告	
4. 議事録署名委員選任	
5. 議 事	
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
報告第1号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
6. その他	
7. 閉 会	

開 会	事務局長	ただいまから平成30年度第6回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は1番美田委員、8番井上委員、11番大埜委員の3名です。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は11名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申します。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
	議 長	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。6番小里委員、9番圓道委員両委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。この案件につきましては先程説明がありましたように先月17条の2項の規定によりまして登録時に事前審査を行って頂いておりますので今回は調査を行っていません。農地法第3条の規定による許可申請についてご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議 長	続いて議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。今井推進委員からの報告をお願いします。
	3番	安田、仙養地区担当の今井です。受付番号4-8について報告します。場所は182号線小吹より東へいき県道411号線を約3キロいったところへあります。申請人は高齢のため有効に農地が使えないためこの程太陽光パネルを設置したいとのことです。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。周辺の農地や民家にも影響もないものと思われれます。経済産業省の再生エネルギー発電事業は認定済みで設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等、許可の要件を満たしていると考えます。
	議 長	ありがとうございました。第4条による許可申請について報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

	議長	<p>無いようでしたら採決に移らせて頂きます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
第3号議案	議長	<p>続きまして議案第3号「農地法第5条による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
	事務局	(事務局説明)
	議長	<p>ありがとうございます。担当推進委員による事前調査をお願いしています。今井推進委員から報告をお願いします。</p>
	3番	<p>安田、仙養地区担当の今井です。受付番号5-17について報告します。場所は国道182号線から県道411号線へ約4キロ行ったところへあります。9月25日に美田委員と調査しました。譲渡人は相続により農地を所有したが該当農地の耕作、及び管理は困難なので賃借契約を設定して譲受人が太陽光パネルを設置し有効利用するものです。申請のあった農地は農業公共施設の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。農業振興地域からの除外も手続き済みで周辺の農地や民家にも影響がないものと思われます。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みで設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。続いて5-15について川上推進委員報告をお願いします。</p>
	10番	<p>井関、大矢地区担当の川上です。受付番号5-15について報告します。場所は井関、大矢地区大矢集会所のすぐ隣です。9月22日に立原委員と株式会社SAWADAの担当者同行のもと調査しました。譲渡人は遠方に住まわれており耕作及び管理が困難なため売買するもので譲り渡し後は太陽光パネルを設置するものです。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。農業振興地域からの除外の手続き済みです。周辺の農地や民家にも影響がないものと思われます。経済産業省の再生エネルギー発電施設認定済みで設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等、許可の案件を満たしていると考えます。</p>
	議長	<p>ありがとうございます。続いて5-16について山内推進委員報告をお願いします。</p>
	12番	<p>小畠地区担当の山内です。受付番号5-16について報告します。場所は小畠の県道吉舎油木線の長者原トンネルの手前1キロくらいの場所にあります。9月21日に若林委員と譲受人であります株式会社SAWADAの営業の横溝氏と私3名で調査しました。譲渡人は高齢で農地の管理が困難で売買するものであり譲受人は太陽光パネルを設置するものです。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農</p>

		地でその他2種農地です。農業振興地域からの除外の手続き済みです周辺の農地や民家にも影響がないものと思われます。経済産業省の再生エネルギー発電施設認定済で設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等、許可の案件を満たしていると考えます。
	議長	ありがとうございました。続きまして5-18の案件を三町推進委員お願いします。
	8番	福永、高光、古川地区担当の三町です。受付番号5-18について報告します。場所は神石支所から牧方面へ約800mの場所へあります。9月22日に伊勢村委員と申請者の神田さん同行のもと調査しました。譲渡人は何十年も農業を行っておらず今後も耕作のことは考えておられません。このまま荒らしては周辺に迷惑がかかるとのことで譲受人が買い受けて太陽光パネルを設置するものです。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。農業振興地域からの除外の手続き済みです周辺の農地や民家にも影響がないものと思われます。経済産業省の再生エネルギー発電施設認定済で設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等、許可の案件を満たしていると考えます。
	議長	ありがとうございました。続きまして5-19、5-20について小寺推進委員報告をお願いします。
	14番	高蓋、木津和地区担当の小寺です。受付番号5-19、5-20について報告します。場所は高蓋のバイパス沿いに郵便局がございますがそこから約300mくらいのところにあります。9月20日に佐伯会長と共に調査しました。調査内容は5-19、5-20は同一事業でありますので一緒に報告をさせていただきます。譲渡人は両案件とも農業をされておらず今後も耕作される予定がないためこのまま荒らすのは周辺へ迷惑がかかるとのことで譲受人が買い受けて太陽光パネルを設置するものです。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。農業振興地域からの除外の手続き済みです。周辺の農地や民家にも影響がないものと思われます。経済産業省の再生エネルギー発電施設認定済で設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等、許可の案件を満たしていると考えます。
	議長	ありがとうございました。第5条の申請について報告が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	事務局長	先程、説明させて頂いたところで説明が飛んでいました。5-19、5-20につきまして小寺推進委員から報告がありましたように2つは同一事業です。議案書にパネルの枚数等書いてあるんですが1つの事業としての枚数となっていますのでそれぞれの農地としての枚数は5-19の方は96枚、5-20のほうは32枚という事です。現況写真の7P、8Pを見て頂ければと思いますが一並びに土地を使われて一つの事業という事で太陽光の設置をされます。
	議長	5-18の案件の現況写真では何か植えてあるように見えるのだが。

	13番	施設があるように見えます。
	8番	NTTが建ててあるものだと思います。
	議長	敷地内にこれを含むということでもいいのですか？
	事務局長	土地は一緒です。
	議長	1413-1の中にNTTの施設があるという事ですよ？
	13番	この施設から下側にパネルを建てるんですよ？
	事務局長	そうです。写真では土地の形状が分かりにくいかもしれませんが縦長のよ うな土地の形状になっています。長い土地なんですけど写真だと全景が入ら ないのでこういった形になっております。航空写真の14Pの方見て頂け ればと思います。赤いピンが立ててある下に白い建物があると思います。 それがNTTの建物になりますので白い線があると思うのですがそこから 向こう側に設置するという事になります。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可 することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議長	続きまして報告第1号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴 う農地転用について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。 報告をお願いします。
	3番	安田、仙養地区担当の今井です。受付番号7-4について報告します。場 所は国道182号線から油木加茂線約10キロ入った上野というところにな ります。9月25日に美田委員同行のもと調査しました。事業者はKDD I株式会社で電気通信事業法に基づく認定事業者であります。事業の内容 は携帯電話の無線基地局建設のために地上高14.6mのコンクリート柱 を設置するものです。設置予定の農地は現在作付されていない農地です。 周辺農地への影響もないものと思われ農地の所有者の同意を得ているので 問題ないと思われま。
	議長	ありがとうございました。続いて7-5の案件について報告をお願いします。
	6番	下豊松、有木地区担当の三原です。受付番号7-5について報告します。 場所は豊松支所から西へ6キロほどいった有木地区にあります。9月22 日に小坂農業委員と調査しました。事業者はKDDI株式会社で電気通信 事業法に基づく認定事業者であります。事業の内容は携帯電話の無線基地 局建設のために地上高14.6mのコンクリート柱を設置するものです。設置 予定の農地は現在作付されていない農地です。周辺農地への影響もないも のと思われ農地の所有者の同意を得ているので問題ないと思われま。
	議長	ありがとうございました。続きまして7-6の案件について川上推進委員

		報告をお願いします。
	10番	井関、大矢地区担当の川上です。受付番号7-6について報告します。場所は下井関のお宮近くにあります。9月21日に立原農業委員と株式会社KDDIの中川さん同行のもと調査しました。事業の内容は携帯電話の無線基地局建設のために地上高14.6mのコンクリート柱を設置するものです。設置予定の農地は現在作付されていない農地です。周辺農地への影響もないものと思われ農地の所有者の同意を得ているので問題ないと思われ ます。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。 無いようでございますのでこの案件は報告事項でございますので申請通りとさせていただきます。
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時40分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>平成30年10月29日</p>
		<p>会長</p> <hr/> <p>6番 小里委員</p> <hr/> <p>9番 圓道委員</p> <hr/>